

都市計画法第 53 条第 1 項の許可について

▼申請に必要な書類

○必要部数 正・副 通常2部 ※意見照会用に追加で副本を用意していただく場合があります。

○必要書類

<input type="checkbox"/>	許可申請書	都市計画法別記様式第 10 港区ホームページからダウンロードしてください。 港区トップページ>環境・まちづくり>建築・開発>建築確認>建築確認などに関する様式、手数料 https://www.city.minato.tokyo.jp/kenchikujimu/kankyo-machi/kenchiku/kakunin/kijun.html																						
<input type="checkbox"/>	委任状	代理者が申請する場合に必要です。 決まった様式はありません。建築主の押印が必要です。																						
<input type="checkbox"/>	図面リスト	添付する図面の一覧表(図面名称、図面番号)を作成してください。																						
<input type="checkbox"/>	都市計画の計画図等	都市計画の計画図等を取得し、申請敷地の位置を明示してください。 ★都市計画の計画図等の取得について(各都市計画の担当) <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">道路</td> <td>都決定</td> <td>東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課</td> </tr> <tr> <td>区決定</td> <td>港区街づくり支援部都市計画課都市計画係</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公園</td> <td>都決定</td> <td>東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課</td> </tr> <tr> <td>区決定</td> <td>港区街づくり支援部都市計画課都市計画係</td> </tr> <tr> <td>都市高速鉄道</td> <td colspan="2">東京都都市整備局都市基盤部交通企画課 ▶東京都都市計画情報等インターネットサービスで縮尺 1/2500 の地図が確認できます。都市計画道路と都市高速鉄道の部分のみに限定して表示すると見やすいです。</td> </tr> <tr> <td>地域冷暖房施設</td> <td colspan="2">港区街づくり支援部都市計画課都市計画係</td> </tr> <tr> <td>市街地再開発事業</td> <td colspan="2">港区街づくり支援部都市計画課都市計画係</td> </tr> <tr> <td>その他の都市計画施設等</td> <td colspan="2">港区街づくり支援部都市計画課都市計画係 (担当部署をご案内いたします。)</td> </tr> </table>	道路	都決定	東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課	区決定	港区街づくり支援部都市計画課都市計画係	公園	都決定	東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課	区決定	港区街づくり支援部都市計画課都市計画係	都市高速鉄道	東京都都市整備局都市基盤部交通企画課 ▶東京都都市計画情報等インターネットサービスで縮尺 1/2500 の地図が確認できます。都市計画道路と都市高速鉄道の部分のみに限定して表示すると見やすいです。		地域冷暖房施設	港区街づくり支援部都市計画課都市計画係		市街地再開発事業	港区街づくり支援部都市計画課都市計画係		その他の都市計画施設等	港区街づくり支援部都市計画課都市計画係 (担当部署をご案内いたします。)	
道路	都決定	東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課																						
	区決定	港区街づくり支援部都市計画課都市計画係																						
公園	都決定	東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課																						
	区決定	港区街づくり支援部都市計画課都市計画係																						
都市高速鉄道	東京都都市整備局都市基盤部交通企画課 ▶東京都都市計画情報等インターネットサービスで縮尺 1/2500 の地図が確認できます。都市計画道路と都市高速鉄道の部分のみに限定して表示すると見やすいです。																							
地域冷暖房施設	港区街づくり支援部都市計画課都市計画係																							
市街地再開発事業	港区街づくり支援部都市計画課都市計画係																							
その他の都市計画施設等	港区街づくり支援部都市計画課都市計画係 (担当部署をご案内いたします。)																							
<input type="checkbox"/>	建物概要	敷地面積、延べ面積、建築面積、階数、高さ、構造、用途、工事種別(新築/増築等)等の計画の基礎情報を記載してください。																						
<input type="checkbox"/>	図面	○付近見取図 ○配置図(縮尺 1/500 以上) ○各階平面図 ○断面図(2 面以上、縮尺 1/200 以上) ○立面図(2 面以上) ○構造詳細断面図(建築物が全て都市計画施設等内に含まれる場合は不要) ※各図面には、都市計画施設等の位置及び除却予定線(都市計画施設等の施行時に除却する予定の建築物の部分の位置)を明示してください。建築物が全て都市計画施設等内に含まれる場合は、「全て都市計画施設内である」旨を記載してください。 ※断面図には、基礎・杭などの状況を明示してください。(容易に除却可能なものであること。都市計画施設等内の杭は、引き抜きが容易な羽根つき鋼管杭が原則。) ※構造詳細断面図には、都市計画施設等の施行時に除却する部分が分離できる構造となっていることがわかるよう、詳細の断面を示してください。																						
<input type="checkbox"/>	その他	完成済の都市計画施設の場合： 施設管理者と協議を行った際の議事録																						
<input type="checkbox"/>	その他	都市高速鉄道の場合： 鉄道事業者と近接協議を行った際の資料と議事録																						

▼注意事項等

○許可申請にあたっては、事前にご相談ください。

○許可にあたって都市計画決定権者や施行者に意見照会を行う必要がある場合、手続に通常よりお時間がかかります。時間に余裕をもってご相談ください。(確認済証交付前に許可が下りている必要があります。)

※都施行の都市計画施設や整備済の施設、許可基準に合わない建築計画等の場合には、意見照会を行います。

○都市計画施設等の概略の位置は、「港区都市計画施設等図」をご覧ください、詳細については、各都市計画の担当部署にお尋ねください。

○許可を受けた後で建築計画に変更が生じた場合、許可の取り直しや変更の報告が必要になります。

○事業中の都市計画施設は都市計画法第 53 条でなく、同法第 65 条の許可が必要になります。

担当 港区街づくり支援部建築課建築審査係 電話03-3578-2286、2291、2292

都市計画道路(都所管)の場合の配置図の書き方

※区所管の都市計画道路の場合、詳細図に基準点は記載されていませんが、計画建物と都市計画道路の位置関係がわかるよう、以下を参考に同様の記載をお願いします。

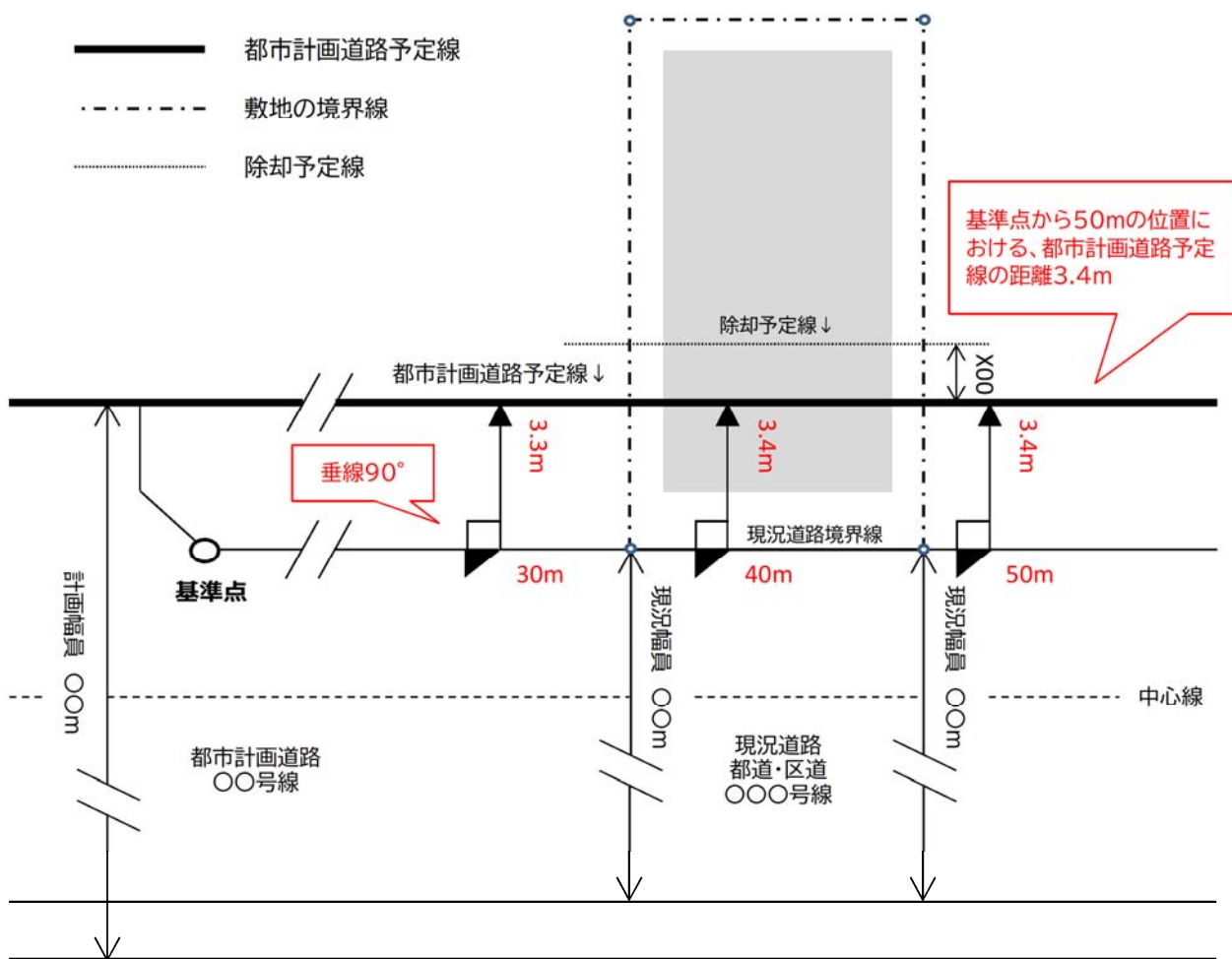
都市計画道路の詳細図には以下のものが記載されていますので、配置図に記載してください。

- 基準点(○)
- 基準点からの距離◇◇m(10、20、30m等…記載例では30m~50m)
- 基準点から◇◇mの位置における都市計画道路予定線との距離△.△m(記載例では3.3m~3.4m)
- 垂直90°記号 ⊥ (記載例では30m-3.3mの部分、40m-3.4mの部分など)

「基準点(○)からの距離◇◇m」の位置が敷地から離れている場合は、基準点(○)を表記した上で、波線などで途中を省略し、敷地付近における距離を示してください。

このほか、配置図には、建築計画概要書の配置図と同様の内容を記載してください。

配置図の記載例



※除却予定線は、都市計画施設等の施行の際に、どこまで建築物を除却する予定であるかの位置を示すものです。

建築物が全て都市計画施設等内に含まれる場合は、除却予定線ではなく「全て都市計画施設内である」旨を記載してください。